

法務省秘総第 56 号

令和 2 年 8 月 26 日

本省局部課長 殿

所管各庁の長 殿

法務省大臣官房秘書課長 吉川 崇

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症罹患者等把握報告要領の変更について（通知）

法務省職員の新型コロナウイルス感染症罹患状況等については、「新型コロナウイルス感染症罹患者等の報告について（令和 2 年 3 月 18 日付け法務省秘総第 17 号当職通知）」に基づき報告をお願いしているところですが、標記要領を別添のとおり変更するので通知します。

職員・新型コロナウイルス感染症罹患者等把握報告要領

令和2年8月26日

法務省大臣官房秘書課

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の現下の発生状況を踏まえ、職員の罹患状況等を組織的に把握することにより、業務継続への影響を防止するとともに、各種報告等の関係事務に用いることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断（医療機関）された者」を指す。

(報告対象機関)

第3 この要領は、本省局部課及び所管各庁の全てを対象とし、所管各庁にあっては本庁単位で管内状況を取りまとめて報告するものとする。

(報告事項)

第4 新型コロナウイルス感染症に関し、患者（確定例）の状況について、別添エクセルファイル「職員・新型コロナウイルス感染症罹患者等把握報告書」に基づき必要事項の報告を行うものとする。

(報告時期)

第5 組織として、その所属職員に報告事項の該当を把握したときは、その都度、報告を行うものとする。

(報告方法)

第6 組織に応じ、次の各号に掲げるとおり報告を行うことを原則とする。

- (1) 本省局部課は、電子媒体により、大臣官房秘書課総務係へ送信して報告する。
- (2) 管区機関は、電子媒体により、本省局部課を経由して、大臣官房秘書課総務係へ送信して報告する。
- (3) 所管各庁は、電子媒体により、管区機関及び本省局部課を経由して、大臣官房秘書課総務係へ送信して報告する。

(情報取扱い)

第7 この要領に基づく情報は適切に取り扱うよう、十分に注意するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別途連絡する。

第9 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

職員・新型コロナウイルス感染症罹患者等把握報告書

報告庁 ○○地検

報告時点 令和2年○月○日 16:00現在

標記について、上記報告時点における状況を別添シートのとおり報告します。

なお、現時点における業務継続関係については、下表のとおりです。

1 業務継続関係			
		該 当	備 考
影 響 な し		—	
一 部 影 響		—	
影 響 甚 大		—	

2 その他特記事項	(特に必要がある場合に記載)
-----------	----------------

職員・新型コロナウイルス感染症罹患者等把握票

患者(確定例)	男性職員(常勤)	女性職員(常勤)	男性職員(非常勤)	女性職員(非常勤)	合計	備考
---------	----------	----------	-----------	-----------	----	----

1 治療の本拠	医療機関等入院中	0	0	0	0	
	自宅等療養中 (通院、経過観察を含む。)	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	

2 病症の程度	無症(経過観察を含む。)	0	0	0	0	
	軽症	0	0	0	0	
	重症	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	



- ① 「1 治療の本拠」欄に人数を計上するときは、当該対象者の病状に応じて、「2 病症の程度」欄の該当にも、同数の人数を計上すること。
- ② 「3 治癒の状況」欄に人数を計上するときは、「1 治療の本拠」及び「2 病症の程度」欄に当該対象者の分として掲げられていた人数をいずれも控除すること。

3 治癒の状況	快復(自宅待機中)	0	0	0	0	
	完治(勤務再開)	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	

(注意事項)

- 1 本票を活用等して府舎内クラスター感染の防止に努めるとともに、本情報の取扱いに十分留意すること。
- 2 要領に基づき、本票の該当欄に、当該人数の「数字」を入力すること。
- 3 該当者について、常勤、非常勤の各男女別にその人数を計上すること。なお、特別職及び再任用は常勤欄に計上することとし、その旨備考欄付記すること。
- 4 ドロップダウンリストの設定がある場合には、リストのうちから最も該当するものを選択すること。
- 5 「医療機関等」は、医師、医療機関のほか、保健所、国立感染症研究所、地方衛生研究所、検疫所及びPCR検査機関等を含む。
- 6 「自宅等療養中」には、自宅のほか、実家、ホテル等において療養中の場合を含む。
- 7 病症の程度については、新型コロナウイルス感染症の一般的な症状がないものは「無症」を、医療機関から「重症」又は重症相当と認められたものは「重症」を、それ以外のものは「軽症」を選択すること。その上で、補足が必要な場合は備考欄を活用すること。
- 8 本票に掲げる事項に該当がないもののほか、必要がある場合には、「その他」欄及び「備考」欄を適宜活用すること。